

松山市地域保育所指導監督実施要綱

制定 平成 29 年 6 月 20 日

改正 平成 30 年 3 月 28 日

改正 令和 3 年 3 月 5 日

改正 令和 5 年 6 月 21 日

改正 令和 6 年 4 月 23 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地域保育所について実施する指導監督に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域保育所 市内に存する児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 59 条第 1 項に規定する施設をいう。
- (2) 指導監督 法第 59 条の規定による指導監督をいう。
- (3) 届出対象施設 法第 59 条の 2 第 1 項の規定による届出が必要である地域保育所をいう。
- (4) 届出対象外施設 届出対象施設以外の地域保育所をいう。
- (5) 指導監督指針 認可外保育施設指導監督の指針（認可外保育施設に対する指導監督の実施について（令和 6 年 3 月 29 日こ成第 206 号こども家庭庁成育局長（次号において「国通知」という。））別紙）をいう。
- (6) 指導監督基準 認可外保育施設指導監督基準（国通知別添）をいう。

(事前指導等)

第 3 条 市長は、地域保育所の設置に関する相談があったとき又は地域保育所の設置の情報を得たときは、指導監督の趣旨及び内容を説明し、法及び関係法令並びに指導監督基準の遵守を求めるものとする。

2 市長は、地域保育所の設置者又は管理者（以下「設置者等」という。）その他関係者に対して、指導監督指針及び指導監督基準その他この要綱の運用上必要な資料及び情報

を提供するものとする。

- 3 市長は、市内の地域保育所の所在の状況の把握に努めなければならない。

(地域保育所の設置届出等)

第4条 法第59条の2第1項の規定による届出は、認可外保育施設（地域保育所）設置届出書（様式第1号）により行うものとする。

- 2 法第59条の2第2項前段の規定による変更の届出は認可外保育施設（地域保育所）事業内容等変更届出書（様式第2号）により、同項後段の規定による廃止又は休止の届出は認可外保育施設（地域保育所）廃止（休止）届出書（様式第3号）により行うものとする。

- 3 市長は、届出対象外施設の設置者等に対し、当該届出対象外施設については、新たに設置されたとき、所在地、名称、設置者等の変更があったとき又は廃止され、若しくは休止されたときに、報告するよう求めることができる。

(届出をしていない届出対象施設等への措置)

第5条 市長は、届出対象施設であるにもかかわらず、前条第1項に規定する届出をしていないことを把握したときは、当該届出対象施設の設置者等に対し、認可外保育施設（地域保育所）の設置に係る届出について（様式第4号）により、期限を付して、届出を行うよう求めるものとする。届出を行った事項が指導監督により虚偽であることが判明したときも同様とする。

- 2 市長は、前項の規定による求めに応じない者及び虚偽の届出を行った者があるときは、法第62条の5の規定により、裁判所への過料事件の通知を行うことができる。

(運営状況の報告等)

第6条 法第59条の2の5第1項の規定による報告は、認可外保育施設（地域保育所）運営状況報告書（様式第5号）により、年1回以上、市長の定める時点の運営状況その他市長が必要と認める事項について行うものとする。

- 2 市長は、届出対象外施設の設置者等に対し、前項の規定に準じて、その運営状況の報告を求めることができる。

- 3 地域保育所の設置者等は、その設置し、又は管理する地域保育所において、次に掲げる入所児童の事故等が発生したときは、直ちに事故等報告書（様式第6号）により、市長に報告するものとする。

(1) 死亡

(2) 重傷事故

(3) 食中毒

(4) その他重大な事故事案

4 地域保育所の設置者等は、その設置し、又は管理する地域保育所に24時間かつ週のうちおおむね5日以上滞在する児童がいることを把握したときは、長期滞在児童報告書（様式第7号）により、市長に報告するものとする。

5 市長は、前2項に規定する場合のほか、児童の処遇上の観点から地域保育所の運営状況等を把握する必要があると認めるときは、その設置者等に対し、報告を求めることができる。

（立入調査の実施）

第7条 市長は、毎年度立入調査実施計画を策定し、届出対象施設に対し、原則として年1回以上、主に前条第1項の運営状況報告書に掲げる項目に関し、指導監督指針に沿って立入調査を行うものとする。ただし、法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、立入調査に代えて、施設の設置者若しくは管理者又は保育従事者を一定の場所に集めて講習等の方法により集団指導を年1回以上行うものとし、市長が必要と判断する場合に立入調査を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、届出対象施設から届出があったときには、速やかに立入調査を行うものとする。

3 市長は、届出対象外施設についても、必要があると認めるときは、立入調査を行うことができる。

4 第3項の規定にかかわらず、市長は、地域保育所において重大な事故が発生し、又はそのおそれ大きいとき、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるおそれがあると認められるとき及び利用者等から苦情や相談が寄せられている場合で、児童の処遇上の観点から地域保育所の施設の運営に問題があると認められるときは、立入調査を行うものとする。

5 前各項の規定による立入調査は、保育・幼稚園課及び関係課等の職員2名以上で、そのうち1名は原則として主査以上の職にある職員により行うものとし、必要に応じて専門知識を有する者を加えることができるものとする。

6 前項に規定する職員及び専門知識を有する者は、児童福祉法施行規則第49条に定める証票を携帯し、地域保育所の関係者から請求があったときは、これを提示しなければ

ならない。

7 立入調査においては、必要と認められる助言及び指導等を口頭等により行う。

(立入調査の事前通知)

第8条 市長は、立入調査を行うに当たっては、地域保育所の設置者等に対し、調査期日、調査員氏名その他必要な事項について、事前に通知するものとする。ただし、前条第4項の規定による立入調査を行うときは、この限りではない。

(立入調査の方法)

第9条 立入調査は、地域保育所の設置者等の立会いの下に行うものとし、当該地域保育所の運営状況等について、設置者等から説明を求めるものとする。この場合において、立入調査を行う職員等は、必要に応じて保育従事者及び利用児童の保護者等から事情を聴取するものとする。

2 立入調査を行う職員等は、前項に規定する説明の聴取のほか、関係施設、設備及び帳簿書類等を実地で確認する等の指導監督の実効を上げるよう努めるものとする。

3 立入調査の評価は、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書交付要領（令和6年3月29日こ成保第218号こども家庭庁成育局長通知別紙）別表に掲げる評価基準により行うものとする。

(証明書)

第10条 市長は、立入調査の結果、指導監督基準を満たしていると認める届出対象施設に対し、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書（様式第8号）を交付するとともに、その交付状況を公開する。

2 市長は、証明書の交付を受けた者が、当該交付の日以後の立入調査等により、指導監督基準を満たさなくなったと認めるときは、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の返還通知書（様式第9号）により、証明書の返還を求めるものとする。事業を休止し、又は廃止した場合も同様とする。

3 証明書の交付を受けた設置者等は、当該証明書を紛失したときには、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書再発行申請書（様式第10号）により、証明書の再交付を求めることができる。この場合において、証明書の再交付を受けた設置者等は、紛失した証明書を発見したときは、速やかに、発見した証明書を市長に返還しなければならない。

4 証明書の有効期間は、市長が証明書を発行した日から第2項により返還を求めた日ま

でとする。

(改善指導)

第 1 1 条 市長は、立入調査の結果、指導監督基準に適合せず、改善を求める必要があると認める地域保育所の設置者等に対し、立入調査結果について（様式第 1 1 号）により、改善指導を行う。ただし、改善を求める事項が比較的軽微であって、当該事項を容易に改善することができるものと認められるものは、口頭により、改善指導を行う。

2 前項の規定による改善指導を受けた地域保育所の設置者等は、市長が定める期限までに、当該改善指導に係る改善措置状況を改善措置状況報告書（様式第 1 2 号）により、市長に報告するものとする。この場合において、改善に時間を要する事項については、改善計画書を市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の改善措置状況報告書又は改善計画書の提出があったときは、その実施状況を確認するため、必要に応じ、設置者等に対する出頭要請又は地域保育所に対する立入調査を行うものとする。

4 前項の規定は、第 2 項に規定する報告期限が経過してもなお同項の規定による改善措置状況の報告又は改善計画書の提出がない場合について準用する。

(改善勧告)

第 1 2 条 市長は、前条の規定による改善指導を繰り返し行っても地域保育所の運営等が改善されないとき又は改善の見込みがないと認めるときは、当該地域保育所の設置者等に対し、改善勧告書（様式第 1 3 号）により、必要な改善勧告を行うものとする。ただし、建物の構造等から改善が不可能と認められる施設については、相当の猶予期間を付して移転を勧告することができる。

2 市長は、地域保育所が、次に掲げる場合に該当するときは、改善指導を経ることなく、前項の規定による改善勧告を行うことができるものとする。

(1) 保育内容又は保育環境が著しく不適切である場合

(2) 利用児童の安全性に著しい問題がある場合

(3) その他児童の福祉のため特に必要があると市長が認める場合

3 第 1 項の規定による改善勧告を受けた地域保育所の設置者等は、市長が定める期限までに、当該改善勧告に係る改善の状況について、改善状況調書（様式第 1 4 号）を市長に提出するものとする。

4 市長は、前項の改善状況調書の提出があったときは、その改善状況を確認するため、

地域保育所に対する立入調査を行うものとする。

- 5 前項の規定は、第3項に規定する提出期限が経過してもなお同項の規定による改善状況調書の提出がない場合について準用する。

(周知及び公表)

第13条 市長は、前条の規定による改善勧告を行ったにもかかわらず、地域保育所の運営等が改善されないときは、法第59条第4項の規定により、当該改善勧告の内容及び改善が行われていない状況を公表することができる。

(事業停止命令又は施設閉鎖命令)

第14条 市長は、第12条の規定による改善勧告を行ったにもかかわらず、地域保育所の運営等が改善されず、かつ、改善の見込がなく児童福祉に著しく有害であると認めるとき又は地域保育所が指導監督基準に適合しない場合において、改善指導及び改善勧告を行う時間的余裕がなく、かつ、指導監督基準に適合していないことを放置することが児童福祉に著しく有害であると認めるときは、弁明の機会の付与通知書(様式第15号)により弁明の機会の通知を行った上で、法第59条第5項の規定により、松山市社会福祉審議会の意見を聴いて、事業停止又は施設閉鎖を命ずることができるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、児童の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があるときは、法第59条第6項の規定により、松山市社会福祉審議会の意見を聴くことなく、事業停止又は施設閉鎖を命ずることができるものとする。

- 3 市長は、前2項の規定による事業停止命令又は施設閉鎖命令を行おうとするときは、必要に応じて、事前又は事後速やかに、関係機関との間で、当該地域保育所の利用児童の受入先の確保等について調整を図るものとする。

- 4 市長は、第1項及び第2項の規定による事業停止命令又は施設閉鎖命令を行ったときは、その地域保育所の名称、所在地、設置者及び管理者名、処分の内容等について公表するものとする。

(記録の整備)

第15条 市長は、地域保育所ごとに届出事項、運営状況、指導監督の内容等の必要な記録を整備するものとする。

(情報提供)

第16条 市長は、地域保育所の名称、所在地等の基本情報及び立入調査の結果について広く市民に情報提供を行うものとする。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 29 年 6 月 20 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、松山市地域保育所指導監督要綱（平成 12 年要綱第 47 号）の規定により交付された証明書は、第 10 条第 1 項に規定する証明書とみなす。

付 則

この要綱は、改正の日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 3 月 5 日から施行する。

この要綱は、令和 5 年 6 月 21 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 4 月 23 日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

認可外保育施設（地域保育所）設置届出書

年 月 日

（宛先）松山市長

住 所

氏 名（又は名称）

代表者

認可外保育施設（地域保育所）を設置致しましたので、児童福祉法第 59 条の 2 の規定により、関係書類を添えて別紙のとおり届け出ます。

様式第2号（第4条関係）

認可外保育施設（地域保育所）事業内容等変更届出書

年 月 日

（宛先） 松山市長

住 所
氏 名（又は名称）
代表者

認可外保育施設（地域保育所）の事業内容等により下記のとおり変更が生じたので、児童福祉法第59条の2第2項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

1 施設の名称及び所在地

2 設置年月日

3 変更事項

4 変更内容
（1）変更前

（2）変更後

5 変更事由

6 変更年月日

※添付書類 施設平面図（新旧）等

様式第3号（第4条関係）

認可外保育施設（地域保育所）廃止（休止）届出書

年 月 日

（宛先） 松山市長

住 所

氏 名（又は名称）

代表者

設置している認可外保育施設（地域保育所）について、下記のとおり〔休止・廃止〕致しましたので、児童福祉法第59条の2第2項の規定により届け出ます。

なお、事業を再開した際は、改めて設置届出書を提出致します。

1 施設の名称及び所在地

2 設置年月日

3 〔休止・廃止〕年月日

4 事業再開見込み年月日（休止の場合のみ記載）

5 〔休止・廃止〕理由

様式第4号（第5条関係）

松（保幼）第 号
年 月 日

（施設設置者） 様

松山市長

認可外保育施設（地域保育所）の設置に係る届出について

貴殿の設置する保育施設については、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2第1項に基づき、別紙により 年 月 日までに設置開設に係る届け出を行う必要がありますので通知致します。

なお、 年 月 日までに届け出がなされない場合若しくは届出事項に虚偽があった場合は、過料事件として管轄する裁判所に通知させていただくことをあらかじめ申し添えます。

（参考）児童福祉法

第59条の2第1項

第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設（少数の乳児又は幼児を対象とするものその他の内閣府令で定めるものを除く。）であつて第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの（第58条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定こども園法第22条第1項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消されたものを含む。）については、その施設の設置者は、その事業の開始の日（第58条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消された施設又は認定こども園法第22条第1項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消された施設にあつては、当該認可の取消しの日）から1月以内に、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 施設の名称及び所在地
- 二 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- 三 建物その他の設備の規模及び構造
- 四 事業を開始した年月日
- 五 施設の管理者の氏名及び住所
- 六 その他内閣府令で定める事項

第62条の5

第59条の2第1項又は第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、50万円以下の過料に処する。

問い合わせ先・届出書の提出先

松山市保育・幼稚園課

〒790-8571 松山市二番町四丁目7-2

電話 089-948-

様式第 5 号（第 6 条関係）

認可外保育施設（地域保育所）運営状況報告書

年 月 日

（宛先）松山市長

住 所

氏 名（又は名称）

代表者

児童福祉法第 59 条の 2 の 5 第 1 項の規定により，運営状況等について，関係書類を添えて別紙のとおり報告します。

様式第 6 号（第 6 条関係）

事故等報告書

年 月 日

（宛先）松山市長

住 所

氏 名

代表者

当該施設において、事故等が発生しましたので、国が定める別紙「教育・保育施設等 事故報告書」のとおり報告します。

様式第7号（第6条関係）

長期滞在児童報告書

年 月 日

（宛先）松山市長

住 所
氏 名（又は名称）
代表者

次のとおり，長期に滞在している児童について報告します。

1 施設について

施設の名称	
施設の所在地	

2 児童について

フリガナ						
氏名						
生年月日	年	月	日	年齢	歳	性別
住所						
電話番号						

3 保護者について

フリガナ		続柄	
氏名			
住所			
電話番号			
勤務先			

4 滞在期間，滞在の状況等

5 その他（家庭の状況，家庭からの連絡の状況等）

松（保幼）第 号
年 月 日

認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書

（施設設置者） 様

松山市長

貴殿の設置する下記施設については、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（令和6年3月29日 こ成保第206号成育局長通知）に基づく認可外保育施設指導監督基準（1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設に係るものに限る。）を満たしているため、その旨を証明する。

記

施設の名称

施設の所在地 愛媛県松山市

事業開始年月日 年 月 日

設置者

管理者（施設長）

立入調査実施日 年 月 日

証明書交付年月日 年 月 日

有効期間 本証明書を交付した日から返還を求めた日まで

当施設は、児童福祉法第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の認可を受けていない保育施設（認可外保育施設）として、同法第59条の2に基づき本市への設置届出を義務付けられた施設です。

※設置届出先 松山市こども家庭部 保育・幼稚園課
(089-948-)

※この証明書の交付前に同様の証明書の交付を受けている場合にあっては、従前の証明書を上記設置届出先に返還すること。

松（保幼）第 号
年 月 日

認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書

（施設設置者） 様

松山市長

貴殿の設置する下記施設については、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（令和 6 年 3 月 2 9 日 こ成保第 2 0 6 号成育局長通知）に基づく認可外保育施設指導監督基準（法第 6 条の 3 第 9 項に規定する業務又は同条第 1 2 項に規定する業務を目的とする施設（1 日に保育する乳幼児の数が 5 人以下のものに限る。））を満たしているため、その旨を証明する。

記

施設の名称

施設の所在地 愛媛県松山市

事業開始年月日 年 月 日

設置者

管理者（施設長）

立入調査実施日 年 月 日

証明書交付年月日 年 月 日

有効期間 本証明書を交付した日から返還を求めた日まで

当施設は、児童福祉法第 3 4 条の 1 5 第 2 項若しくは第 3 5 条第 4 項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 1 7 条第 1 項の認可を受けていない保育施設（認可外保育施設）として、同法第 5 9 条の 2 に基づき本市への設置届出を義務付けられた施設です。

※設置届出先 松山市こども家庭部 保育・幼稚園課
(089-948-)

※この証明書の交付前に同様の証明書の交付を受けている場合にあっては、従前の証明書を上記設置届出先に返還すること。

松（保幼）第 号
年 月 日

認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書

（施設設置者） 様

松山市長

貴殿の設置する下記施設については、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（令和 6 年 3 月 2 9 日 こ成保第 2 0 6 号成育局長通知）に基づく認可外保育施設指導監督基準（法第 6 条の 3 第 1 1 項に規定する業務又は同条第 1 2 項に規定する業務を目的とする施設（複数の保育に従事する者を雇用しているものに限る。））を満たしているため、その旨を証明する。

記

施設の名称

施設の所在地 愛媛県松山市

事業開始年月日 年 月 日

設置者

管理者（施設長）

立入調査実施日 年 月 日

証明書交付年月日 年 月 日

有効期間 本証明書を交付した日から返還を求めた日まで

当施設は、児童福祉法第 3 4 条の 1 5 第 2 項若しくは第 3 5 条第 4 項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 1 7 条第 1 項の認可を受けていない保育施設（認可外保育施設）として、同法第 5 9 条の 2 に基づき本市への設置届出を義務付けられた施設です。

※設置届出先 松山市こども家庭部 保育・幼稚園課
(089-948-)

※この証明書の交付前に同様の証明書の交付を受けている場合にあつては、従前の証明書を上記設置届出先に返還すること。

松（保幼）第 号
年 月 日

認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書

（施設設置者） 様

松山市長

貴殿の設置する下記施設については、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（令和 6 年 3 月 2 9 日 こ成保第 2 0 6 号成育局長通知）に基づく認可外保育施設指導監督基準（法第 6 条の 3 第 1 1 項に規定する業務又は同条第 1 2 項に規定する業務を目的とする施設（複数の保育に従事する者を雇用していないものに限る。））を満たしているため、その旨を証明する。

記

施設の名称

施設の所在地 愛媛県松山市

事業開始年月日 年 月 日

設置者

管理者（施設長）

立入調査実施日 年 月 日

証明書交付年月日 年 月 日

有効期間 本証明書を交付した日から返還を求めた日まで

当施設は、児童福祉法第 3 4 条の 1 5 第 2 項若しくは第 3 5 条第 4 項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 1 7 条第 1 項の認可を受けていない保育施設（認可外保育施設）として、同法第 5 9 条の 2 に基づき本市への設置届出を義務付けられた施設です。

※設置届出先 松山市こども家庭部 保育・幼稚園課
(089-948-)

※この証明書の交付前に同様の証明書の交付を受けている場合にあっては、従前の証明書を上記設置届出先に返還すること。

様式第 9 号（第 1 0 条関係）

松（保幼）第 号
年 月 日

認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の返還通知書

（施設設置者） 様

松山市長

貴殿の設置する下記施設については、 年 月 日に「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（令和 6 年 3 月 2 9 日 こ成保第 2 0 6 号成育局長通知）に基づく認可外保育施設指導監督基準を満たしているため、その旨を証明する証明書を交付したところであるが、交付要件を満たさなくなったため、交付した証明書を返還すること。

施設の名称	
施設の所在地	
事業開始年月日	
設置者	
管理者（施設長）	
返還理由	

様式第 10 号（第 10 条関係）

認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書再発行申請書

年 月 日

（宛先）松山市長

住 所

氏 名（又は名称）

代表者

次のとおり，認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の再発行を申請します。

施設の名称	
施設の所在地	
事業開始年月日	
設置者	
管理者（施設長）	
再発行理由	

様式第 1 1 号（第 1 1 条関係）

松（保幼）第 号
年 月 日

（施設設置者） 様

松山市長

立入調査結果について

貴殿の設置する下記施設については、 年 月 日に立入調査を実施したところですが、下記の事項については、児童福祉の観点から改善を要するものと認められますので通知します。

なお、改善の状況等について、 年 月 日までに、改善措置状況報告書（様式第 1 2 号）で報告してください。

おって、改善が図られない場合や回答がない場合は、児童福祉法に基づく事業停止命令や施設閉鎖命令等の措置をとる場合があり得ることを、あらかじめ申し添えます。

記

施設の名称	
施設の所在地	
改善を要する事項	

様式第 1 2 号（第 1 1 条関係）

改善措置状況報告書

年 月 日

（宛先）松山市長

住 所

氏 名

代表者

年 月 日付けにあった改善指導内容について、下記のとおり（改善を行った・改善を行う予定である）ため、報告いたします。

記

施設の名称	
施設の所在地	
改善を行った （行う予定の）事項	
改善後の内容	

※改善に時間を要する事項については、改善計画を提出すること

様式第 1 3 号（第 1 2 条関係）

松（保幼）第 号

年 月 日

（施設設置者） 様

松山市長

改善勧告書

貴殿の設置する下記施設については、 年 月 日に立入調査を実施したところですが、下記の事項については、児童福祉の観点から改善を要するものと認められるため、 年 月 日までに改善が図られるようよう児童福祉法第 5 9 条第 3 項に基づき勧告します。

なお、改善の状況等について、上記期日まで（それまでに改善を行った場合は速やかに）、改善状況調書（様式第 1 4 号）で提出してください。

おって、改善が図られない場合や回答がない場合は、児童福祉法に基づき、その旨を広報等を通じて公表するとともに、事業停止命令や施設閉鎖命令等の措置をとる場合があります。あらかじめ申し添えます。

記

施設の名称	
施設の所在地	
改善すべき事項	

様式第 1 4 号（第 1 2 条関係）

改善状況調書

年 月 日

（宛先）松山市長

住 所

氏 名（又は名称）

代表者

年 月 日付けにあった改善勧告内容について、下記のとおり改善を行ったため、報告いたします。

記

施設の名称	
施設の所在地	
改善を行った事項	
改善後の内容	

様式第 15 号（第 14 条関係）

松（保幼）第 号
年 月 日

（施設設置者） 様

松山市長

弁明の機会の付与通知書

貴殿の設置する下記施設については、 年 月 日付けで改善勧告を
発したにもかかわらず改善された事実がありません。

つきましては、行政手続法に基づき、弁明の機会を付与しますので、弁明す
べき事項があれば、下記により弁明書を 年 月 日までに提出して
ください。

記

1. 施設の名称及び所在地

2. 予定される不利益処分

事業停止命令又は施設閉鎖命令

根拠条文：児童福祉法第 59 条第 5 項

3. 不利益処分の原因となる事実

4. 弁明書の提出先

松山市こども家庭部 保育・幼稚園課

5. 提出期限

年 月 日まで